

正職員共通：家族手当・燃料手当・住宅手当は就業規則により支給

家族手当

- ① 配偶者を扶養している 7,000 円
- ② 18 歳未満（高校在学中まで）の子を扶養している
 - 1 人目 5,000 円
 - 2 人目 3,000 円

燃料手当 11 月～3 月（5 カ月間）の給与で支給

- 45,000 円（月額 9,000 円） ①本人が世帯主ではない
- 80,000 円（月額 16,000 円） ①本人が世帯主である ②家族手当の支給を受けていない
- 120,000 円（月額 24,000 円） ①本人が世帯主である ②家族手当の支給を受けている

住宅手当 0～20,000 円

本人が世帯主であることが条件

親または配偶者と同居

- 0 円 扶養者がいない
- 5,000 円 扶養者がいる

親または配偶者と同居以外

- 5,000 円 扶養者がいない
- 10,000 円 ①扶養者がいる②本人が住宅賃貸契約者ではない
- 15,000 円 ①扶養者がいない②本人が住宅賃貸契約者
- 20,000 円 ①扶養者がいる②本人が住宅賃貸契約者